

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部健康安全局地域保健課

(電話011-204-5256 (内線))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
1	栄養士法	第2条第1項	栄養士免許証の交付	未設定イ	22日 (10日)	政令市、総合振興局・振興局経由
2	栄養士法施行令	第3条第1項	栄養士名簿の訂正	未設定イ	22日 (10日)	政令市、総合振興局・振興局経由
3	栄養士法施行令	第4条第1項	栄養士名簿の登録の抹消	未設定イ	22日 (10日)	政令市、総合振興局・振興局経由
4	栄養士法施行令	第5条第1項	栄養士免許証の書換え交付	未設定イ	22日 (10日)	政令市、総合振興局・振興局経由
5	栄養士法施行令	第6条第1項	栄養士免許証の再交付	未設定イ	22日 (10日)	政令市、総合振興局・振興局経由
6	調理師法	第3条	調理師免許の交付	未設定イ	22日 (10日)	政令市のみ経由 (保健所長)
7	調理師法施行令	第11条第1項	調理師名簿の訂正	未設定イ	22日 (10日)	政令市のみ経由 (保健所長)
8	調理師法施行令	第12条第1項	調理師名簿の登録の消除	未設定イ	22日 (10日)	政令市のみ経由 (保健所長)
9	調理師法施行令	第13条第1項	調理師免許証の書換交付	未設定イ	22日 (10日)	政令市のみ経由 (保健所長)
10	調理師法施行令	第14条第1項	調理師免許証の再交付	未設定イ	22日 (10日)	政令市のみ経由 (保健所長)
11	歯科技工士法	第26条第1項第4号	歯科技工所の広告をするに当たっての許可	未設定イ	10日	(保健所長)
12	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第37条の2第1項	結核適正医療の公費負担に係る承認	未設定イ	15日	(保健所長)
13	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第2項	感染症指定医療機関の指定	未設定イ	5日	(保健所長)

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考 考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。